

京都基本構想に掲げる価値を体現する「京町家」の保全・継承を強化するための計画を策定します！

京都市京町家保全・継承推進計画（第2次）（案）

京都市では、京町家を未来に受け継いでいくため、京町家条例の制定をはじめとした様々な取組を行ってきましたが、京町家の滅失（減少）には歯止めがかかっていません。

先人の営為の結晶である京町家は、私たち京都市民の財産として未来に受け継いでいく必要があります。

この度、京町家の保全・継承の取組を前へ進めるため、「京都市京町家保全・継承推進計画」（以下「推進計画」）を改定しますので、広く市民の皆様の御意見を募集します。



京町家の詳しい現状や今後の取組方針は次のページへ

京都のまちを支える、京町家の奥深い魅力と価値

京町家は、京都の歴史的な町並み景観を形づくっているだけでなく、生活文化が今も息づき、都市の魅力の礎（いしづえ）となっています。

こうした京町家の奥深い魅力と価値は、京都基本構想に示された京都が未来に受け継いでいくべき3つの価値※を体現するものであり、京都が京都であり続けるための拠り所の一つとなっています。



※京都が未来に受け継いでいくべき3つの価値

- ①歴史と文化を介して人間性を恢復できるまち
- ②自然への畏敬と感謝の念を抱けるまち
- ③自他の生をともに肯定し尊重し合えるまち

計画の位置付け

- ◆ 京町家条例に基づくとともに、『京都基本構想』の下に位置付けられる分野別計画として、具体的な政策や取組を示すものです。

計画の構成

第1章 計画の趣旨（計画改定の目的、計画の位置付け）

第2章 京町家を取り巻く現状と課題

（京町家を取り巻く現状、これまでの取組の振り返り、京町家の保全・継承に関する課題）

第3章 京町家の保全・継承の基本的な方針（京町家の保全・継承の考え方、計画の期間等）

第4章 具体的な取組（「いえ」の視点、「まち」の視点、「くらし」の視点）

第5章 計画の推進（進捗管理、推進体制）

第2次推進計画（案）の全文は京都市情報館（ホームページ）で公開しています。

右の二次元コードから御覧ください。ホームページを御覧になれない場合は、別途お問合せください。



パブリック・コメント（市民意見）募集期間
令和8年1月29日(木)～令和8年3月2日(月)【必着】

意見の提出方法は最終ページを御覧ください>>>

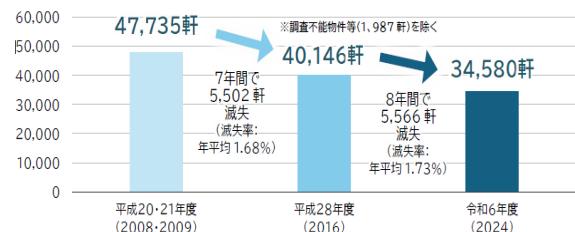


皆さんに知りたい、5つのこと

1 京町家は危機的状況！毎日約2軒のペースで京町家が失われています。

令和6年度の調査では、前回調査（平成28年度）から5,566軒の京町家が失われ、34,580軒まで減少したことが明らかとなりました。

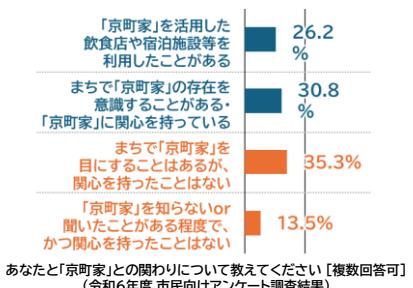
京町家を取り巻く環境は厳しく、**滅失（減少）**に歯止めがかかっていません。



2 京町家に関心を持つ市民の割合は約半数

市民向けアンケート調査の結果、市民の半数近くが京町家に対して関心を持っておらず、特に、若い世代ほどこうした傾向が高くなることが明らかとなっています。

こうした結果から、京町家の危機的状況が社会課題として十分に認知されていない現状が明らかとなっています。



3 他人ごとではない。京町家と共に「まちのかたち」も失われています。

開発圧力の強い市内中心部では、大きな京町家や、複数の京町家がまとめて解体され、大規模な建物に建て替えられるなど、**京都の歴史**を伝える「まちのかたち」が変化し、失われつつあります。

また、京町家の「暮らし」や「営み」が失われることで、地域のコミュニティも損なわれつつあります。



4 京町家の活用で、京都の新たな魅力が生まれています。一方、課題も。

京都らしさを体感できる場としての価値が着目されることで、宿泊施設などの商業利用にどどまらず、コワーキングスペースや芸術家の創作活動拠点、共用空間のある職住一体型の賃貸住宅など、**多様な活用**が広がっています。

一方で、人々の「暮らし」や「営み」の場としての利用は減少しているほか、不適切な改修を行う事例も見られるなど、本来の魅力や価値が失われる**「第2の滅失」**とも言える事態が進行しています。



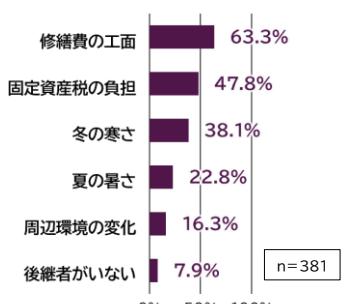
長屋を職住一体型賃貸住宅として再生した例

5 所有者だけでは難しい。京町家をみんなで守れる社会へ。

京町家所有者に対するアンケート調査では、京町家を維持していく課題として、改修費用や固定資産税等の経済的負担、夏の暑さや冬の寒さといった居住環境が多く挙げられています。

京町家の維持管理コストは増大しており、所有者の努力だけでは保全・継承が難しくなりつつあります。

所有者任せにするのではなく、**私たちみんなの貴重な財産**として、京町家を社会全体で守っていくことが必要です。





目指すべき将来の姿

京町家は、暮らしと営みの場として建築され、そこで生活する人々の愛着や代々受け継いできた財産を守ろうとする気概と努力、献身によって保全・継承されてきました。しかし、現代においては、そのような所有者個人の愛着や気概と努力、献身だけでは、京町家の保全・継承が難しくなっています。

京町家は、京都のまちで長い年月を掛けて先人たちが日々の暮らしの中で大切に育み、紡いできた貴重な財産であり、わたしたち京都市民は、この先人たちの営為の結晶を未来に伝え遺していく責任があります。

そこで、京町家の保全・継承の取組の目指すべき将来の姿を次のように設定します。

**社会全体で京町家を保全・継承し、
京町家が培ってきた歴史と文化の重なりと奥行きを未来につなぐ**



取組方針

第2次推進計画では、以下の3つの視点で、必要な施策を実施していきます。

「いえ」の視点

個々の京町家の建物の状況や所有者の意向に合わせたメモリハリのある施策を戦略的に実施します。

また、所有者への支援だけでなく、社会全体で京町家を守る仕組みの構築を目指します。

「まち」の視点

職住共存地区などの市内中心部において、京町家を保全・継承していくための新たなまちづくりのルールや規制の必要性等について、広く共感と理解を得ながら必要な施策を行います。

「くらし」の視点

京町家の本質的な価値を未来につなぐため、京町家を「暮らし」や「営み」の場として利用することを誘導とともに、京町家で培われてきた生活文化の継承の意義を伝えしていくために必要な施策を行います。

京町家の保全・継承に向けた機運醸成と推進体制の整備

社会全体で京町家の保全・継承を支える機運を盛り上げるために、様々な関係者と一緒に、国内外に京町家の価値とその保全・継承の意義を発信します。



計画期間・計画の目標

1 計画の期間 令和8年度～令和17年度の10年間

2 計画の目標 社会全体で京町家を保全・継承しやすい環境を創出することで、市内に残る全ての京町家を可能な限り保全・継承に結びつけます。

さらに、京町家条例において特に保全・継承すべき重要なものとして指定した京町家は、戦略的・重点的に保全・継承の取組を進めます。

- 3 評価指標**
- ① 京町家の滅失ペース(令和6年度:年平均1.73%)の減少
 - ② 京町家に関心を持つ市民の割合(令和6年度:51.2%)の上昇
 - ③ 重要京町家として指定された京町家の軒数:3,000軒以上(令和17年度末)



具体的な取組

「いえ」の視点に関する取組

取組1 あらゆる制度を活用した保全・継承の推進

京町家条例に加えて、景観法や文化財保護法など、あらゆる制度を活用して実効性のある保全・継承につなげます。

<具体的な取組(主なもの)>

- 景観法に基づく景観重要建造物の指定増進 充実
- 京町家条例に基づく解体届出制度の効果的運用 充実
(ペナルティの強化等)
- 京町家に関わる事業者の責務の明確化 充実
- 文化財への指定・登録 継続



取組2 京町家の維持管理に要する所有者の負担軽減

改修工事に加えて、日常的な維持管理に対する京町家所有者の負担軽減を図ります。

<具体的な取組(主なもの)>

- 京町家に対する固定資産税・都市計画税の在り方検討 新規
- 京町家の維持管理に対する経済的負担の軽減 充実
- 京町家の改修工事に対する助成制度の拡充 充実
- 市民や学生ボランティアによる維持管理支援の仕組みの検討 充実

ポイント

規制(取組1による保全の担保)と支援(経済的負担の軽減等)の両輪で取組を進めます。

取組3 京町家の社会的保有及び活用・流通の促進

個人では保全・継承が困難となった京町家を対象に、行政や公的団体、企業等が協力して保全・継承していく仕組みの構築等を目指します。

<具体的な取組(主なもの)>

- 公的機関に対する京町家の遺贈・寄贈の受け入れ体制の構築 新規
 - 公民連携による京町家の新たな活用・流通手法の検討 充実
 - 京町家の保全・継承につながる民間投資の促進(※) 新規
- ※京町家の保全を目的としたファンドの設立等の検討など



京都市への遺贈物件の活用例(祇園新橋)

ポイント

様々ななかたちで京町家を未来に引き継ぐ仕組みの構築を目指します。

取組4 京町家の改修工事を円滑に行うことができる環境整備

京町家所有者が安心して改修工事を行うことができる環境を整えます。

<具体的な取組(主なもの)>

- 京町家なんでも相談の充実 充実
 - 職人・技術者の育成支援 充実
 - 伝統技術の継承・普及の促進(※) 充実
- ※実証実験による土壁の耐震性・防火性の確認の取組など

取組6 相談体制の充実

京町家所有者が保全・継承のための情報を得やすい環境の更なる充実を図ります。

<具体的な取組(主なもの)>

- 京町家所有者・居住者を支える交流機会の創出 充実
- 京町家なんでも相談の充実【再掲】

取組5 所有者への積極的な働きかけ

京町家所有者が解体を決意する前のできるだけ早い段階で、積極的に働きかけを行います。

<具体的な取組(主なもの)>

- 所有者の保全・継承意向の定期的な把握 新規

取組7 京町家の価値の積極的な評価と発信

京町家の価値を所有者や市民の皆様に知っていただき、保全・継承の機運を盛り上げます。

<具体的な取組(主なもの)>

- 京町家条例に基づく重要京町家の指定拡大 充実
- 京町家の価値を発信するための戦略的な広報 充実
- 景観法に基づく景観重要建造物の指定拡大【再掲】
- 文化財への指定・登録【再掲】

「まち」の視点に関する取組

取組1 都市計画的手法を活用した京町家の保全・継承

京町家を保全・継承していくための新たなまちづくりのルールの在り方等について、地域住民や事業者等と専門家も交えながら議論し、支援を充実します。

<具体的な取組(主なもの)>

- モデル地域における京町家の保全・継承につながるまちづくりのルールづくりの支援 充実
- 京都らしい地域にふさわしい景観の保全・形成を目指す地域まちづくり活動の伴走支援 充実

ポイント

京町家の保全・継承の取組を点から面に広げていきます。

取組2 京町家と調和する町並み景観の保全・創出

京町家が多く残る地域について、京町家と調和する町並み景観の在り方や新たな外観デザインのルール等について検討します。

<具体的な取組(主なもの)>

- エリア特性に応じた外観デザインルールの見直し 充実
- モデル地域における京町家の保全・継承につながるまちづくりのルールづくりの支援【再掲】



取組3 京町家に配慮した建築計画の誘導

京町家の近隣で新たに大規模開発を行う際の配慮事項や、京町家と共に存できる新たな建築物の在り方を検討し、京町家を残しやすい社会の構築を目指します。

<具体的な取組(主なもの)>

- 開発工事の際の近隣京町家への配慮指針の策定 新規
- 新築京町家の普及 充実



「暮らし」の視点に関する取組

取組1 京町家における居住の推進

京町家の生活文化を継承するため、京町家の本来の用途である「暮らし」や「営み」の場としての利用の誘導を図ります。

<具体的な取組(主なもの)>

- 暮らしや営みの場としての利用の誘導 充実
- 京町家における暮らしの情報の発信 充実



取組2 京町家の社会的利用の促進

京町家を様々な社会課題解決の場として利用することを推進します。

<具体的な取組(主なもの)>

- 定住・移住促進や企業誘致等の政策課題の解決に資する活用の推進 充実
- 先導的活用事例の積極的な発信 充実
- 京町家の公的利用の推進 新規

ポイント

京町家を社会全体の財産として活用し、京都のまちの価値を高めます。



長屋をイノベーション拠点として再生した例

取組3 教育機会の充実

小中高生などを対象に、京町家の生活文化の体験等を通じて、京町家に対する関心を高めます。

<具体的な取組(主なもの)>

- 京町家の生活文化等に関する学習の機会創出 充実
- 京町家の公的利用の推進【再掲】

取組4 市民や学生が京町家の保全・継承に関わる機会の創出

京町家に対する社会的関心を高めるため、市民協働による取組を進めます。

<具体的な取組(主なもの)>

- 京町家の保全・継承に市民・学生が関わる機会の提供 新規
- 京町家の保全・継承をテーマとした研究促進 新規
- 市民や学生ボランティアによる京町家の維持管理支援の仕組みの検討【再掲】



推進体制

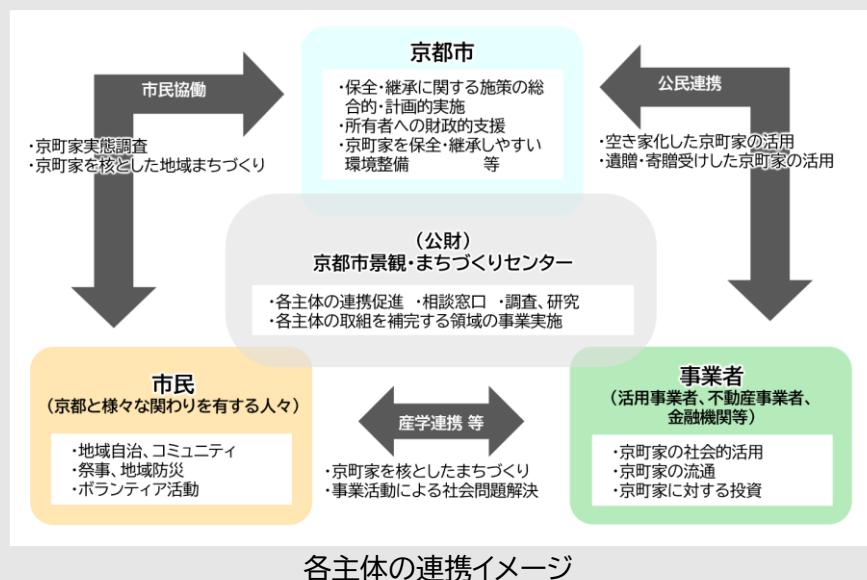
進捗管理

第2次推進計画の進捗管理については、定期的(年に1回程度)に、京都市京町家保全・継承審議会において、計画の進捗状況、成果の確認・検証を行い、公表します。

推進体制

京都市、市民(従来の枠組みに囚われない、京都と様々な関わり方を有する人々)、民間事業者、京都市景観・まちづくりセンター等がそれぞれの役割を果たすとともに、各主体間の連携を図りながら、社会全体で京町家の保全・継承に取り組みます。

特に、京都市景観・まちづくりセンターは、その豊富な人的ネットワークと専門性、公益財団法人としての特性をいかし、本市の京町家保全・継承施策を進めるための重要なパートナーとして位置付けます。



(参考) 京町家条例に基づく施策の効果検証

条例に基づき指定された京町家は、滅失割合が低い傾向がみられます。

京町家条例では、特に保全・継承すべき京町家を、重要京町家として個別に指定しているほか、京町家が多く集積する地区を「京町家保全重点取組地区」に定めており、これらの京町家の滅失割合は、ほかと比べて低くなる傾向が見られます。

重要京町家の滅失割合

全指定軒数 (～R6.11末までに指定した全数)	1,418軒
滅失軒数	25軒
滅失割合(滅失軒数/全指定軒数)	1.8%

解体届の提出後に保全・継承につなげられる事例は限られています。

京町家条例では、重要な京町家に対して、解体の1年前までに京都市に解体届を提出することを義務付けています。

解体届が提出された場合、京都市から様々な保全・継承の働きかけを行っていますが、多くの場合、解体届の提出時点では解体の意思が固まっている状況です。

解体届提出後の状況(※) (令和6年度末時点:246軒中)

解体済	保全・継承	協議中 未定
156	11	79

※ 重要京町家の指定を受けた京町家又は京町家保全重点地区内の京町家のうち、解体届が提出された数。



「意識の醸成」に関する取組

【主な取組】

- 様々な情報の効果的な伝達
- 京町家に関する相談員制度の改善、事業者団体と連携した相談体制の充実
- 京町家に関する情報の効果的な発信
- 京町家の生活文化等に関する教育研修プログラムの作成 等

【現状と課題】

市民アンケート結果からは本市の施策が十分に伝わっていないことが明らかとなっており、これらの取組の実効性を更に高めていく必要があります。

「維持修繕及び改修の推進」に関する取組

【主な取組】

- 京町家の改修等に対する助成制度の創設、充実等
- 京町家の改修等における資金調達の円滑化
- 京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例を活用した建築基準法の適用除外制度の周知等
- 京町家改修マニュアル等による改修事例の普及

【現状と課題】

改修等の助成制度が保全につながっている一方で、それ以外の支援制度は十分に利用されていません。京町家の維持管理負担は増大しており、支援制度の周知と共に、更なる支援充実が必要です。

「継承及び流通の促進」に関する取組

【主な取組】

- 京町家マッチング制度の整備・運用
- 市の介在する京町家の賃貸モデル事業

【現状と課題】

流通・活用の促進や相続の円滑化などで一定の効果が上がっている一方、少子高齢化等により親族間での京町家の承継が益々難しくなっていることから、今後も更なる取組の発展が必要です。

「改修等に関する技術・技能の継承の推進」に関する取組

【主な取組】

- 専門家育成に関する講座の開催
- 建具等の再利用に関する情報発信

【現状と課題】

京町家の改修技術等を学ぶ機会を創出しているものの、技能者の高齢化や人手不足が続いていることから、担い手の育成に向けた更なる取組が必要です。

「自治組織、市民活動団体等の取組の促進、各主体の連携・協力の推進に向けた交流の促進」に関する取組

【主な取組】

- 京町家の保全・継承に向けたまちづくり活動の支援
- 京町家の保全・継承に意欲的な地区や京町家の指定

【現状と課題】

地域や企業、大学等の様々な主体による保全・継承の取組が生まれています。京町家が市民の貴重な財産であるとの認識を広めるため、更なる取組が必要です。

その他 の取組

【主な取組】

- 新築京町家の普及
- 地理情報システム(GIS)等を活用した京町家調査

【現状と課題】

新築京町家は、民間事業者とともに普及の取組が行われており、継続が必要です。また、京町家調査は、データを活用した効率化を進める一方で、保全・継承意識の醸成を図るために、市民協働による調査等も継続していくことも必要です。

意見提出方法

御意見は、右の二次元コード又は京都市ホームページの意見募集フォームから提出をお願いします。

https://sc.city.kyoto.lg.jp/multiform/multiform.php?form_id=10868



以下の提出先に電子メール、FAX、郵送、持参で御提出いただくことも可能です。
FAX、郵送、持参の場合は、以下の意見記入欄を適宜お使いください。

【提出先／お問合せ先】

京都市 都市計画局 まち再生・創造推進室(京町家保全継承担当)

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

TEL:075-222-3503 FAX:075-222-3478

電子メール:machisai_kyomachiya@city.kyoto.lg.jp

電子メールでの提出の際は、
件名を「パブリックコメント」とし、
御意見は本文に御記入ください。

【意見記入欄】

1 「目指すべき将来の姿」「取組方針」「計画期間・計画の目標」について(本リーフレットP3)

2 「具体的な取組」「推進体制」について(本リーフレットP4~6)

3 その他

御意見を取りまとめる際の参考といたしますので、差し支えなければ該当する項目に○を御記入ください。

【年代】 ①20歳未満 ②20歳代 ③30歳代 ④40歳代 ⑤50歳代 ⑥60歳代 ⑦70歳以上

【京都との関わり】 ①京都市内在住(区) ②京都市内に通勤・通学(京都市外在住)

 ③それ以外(過去に京都に住んでいた、京都のまちが好き、など)

【京町家との関係】 ①京町家を所有又は京町家に居住 ②過去に京町家を所有又は京町家に居住

 ③仕事や研究等で京町家に関係している ④直接的な関係はない

いただいた御意見は、意見募集終了後、御意見の概要を取りまとめ、京都市ホームページで公表します。
御意見に対する個別の回答はいたしませんので、御了承ください。